

銚田市高額療養費貸付制度のご案内

銚田市国民健康保険に加入する70歳未満の方について、医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額認定証の交付を申請してください。この認定証を医療機関の窓口に表示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。

ただし、この認定証は申請した月の1日から使用することができるものです。医療費がかかった月が申請した月よりも前の場合は、この認定証を医療機関の窓口で提示しても、窓口での支払いは限度額が適用されません。

また、この認定証は銚田市国民健康保険税に延滞金を含め未納がない世帯の方に交付することができます。

限度額認定証の交付申請が遅くなってしまったり、未納があるため交付が受けられない場合は、銚田市高額療養費貸付制度をご利用いただくことができます。

《銚田市高額療養費貸付制度について》

[通常（限度額認定証がない場合）]

被保険者の負担	
医療費の3割	
限度額	高額療養費

被保険者の方には医療費の3割及び食事代等を医療機関等へお支払いいただきます。保険者へ申請をすれば、高額療養費（世帯の所得区分に応じた限度額を超えてお支払いいただいた医療費）の支給を受けることができます。

[貸付制度を利用した場合]

被保険者の負担	銚田市高額療養費貸付基金の負担
限度額+高額療養費見込み額の1割	高額療養費見込み額の9割
限度額	高額療養費

被保険者の方には借入申請をしていただいたうえで、医療費の3割の内、世帯の所得区分に応じた限度額及び高額療養費見込み額の1割を医療機関等へお支払いいただきます。残る高額療養費見込み額の9割については、貸付金として銚田市が医療機関等へお支払いをさせていただきます。

○貸付金（高額療養費見込み額の9割）の返還方法

被保険者の負担	銚田市高額療養費貸付基金の負担
限度額+高額療養費見込み額の1割	高額療養費見込み額の9割
限度額	高額療養費
支給	銚田市高額療養費貸付基金へ返還

銚田市高額療養費貸付制度をご利用いただいた場合、保険者から支給される高額療養費（世帯の所得区分に応じた限度額を超えてお支払いいただいた医療費）は市が被保険者に代わって受領し、これを貸付金（高額療養費見込み額の9割）の返還に充てさせていただきます。高額療養費が貸付金を超える場合は、貸付金返還後に残った高額療養費（被保険者の方にお支払いいただいた高額療養費見込み額の1割）は被保険者へ支給します。ただし、銚田市国民健康保険税に延滞金を含め未納があるために銚田市高額療養費貸付制度をご利用いただいた方については、貸付金返還後に残った高額療養費（高額療養費見込み額の1割）を未納である銚田市国民健康保険税へ納付していただきます。

○銚田市高額療養費貸付制度の手続き方法

被保険者	市役所
① 市役所へ高額療養費借入申請書等を提出	② 請求書等を基に被保険者の負担額を計算し、被保険者へ計算書を交付
③ 計算書を基に医療機関等へ支払いをし、市役所へ領収書の写しを提出	④ 被保険者の医療機関等への支払いを確認後、貸付金額を決定し、被保険者へ通知
⑤ 市役所へ借用書・委任状・高額療養費申請書等を提出	⑥ 医療機関等の指定口座へ貸付金を振込
	⑦ 高額療養費の支給決定及び貸付金の返還を行い、差額については、被保険者へ支給又は国民健康保険税へ代理納付

申請に必要なもの

- ・世帯主の印鑑
- ・医療機関等から発行された請求書又はこれに代わる証明書（様式第2号）

■お問い合わせ先■ 銚田市役所 保険年金課 TEL0291-33-2111（内線1123・1124）